

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまに対する 託送料金等の特別措置の対象期間等の拡大について

2024年2月29日
北陸電力送配電株式会社

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、当該地震による甚大な被害および復旧・復興までの長期化の状況に鑑み、すでに実施している託送料金等の特別措置（2024年1月5日お知らせ済み）の対象期間等を大幅に拡大することとし、2月27日、経済産業大臣に認可申請および承認申請を行ない、本日、認可・承認を受けましたのでお知らせいたします。

なお、すでに特別措置のお申し出をいただいた小売電気事業者さまおよびお客さまにつきましては、拡大後の特別措置を適用いたしますので、改めてお申し出いただく必要はございません。

記

1. 対象地域（前回から変更なし）

(1) 2024年1月1日に災害救助法が適用された地域

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市
射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町
下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市
白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町
羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

富山県：魚津市、下新川郡入善町

石川県：野々市市、能美郡川北町

福井県：大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町
丹生郡越前町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 特別措置の拡大内容

別紙のとおり

以上

別紙：特別措置の拡大内容について

特別措置の拡大内容について

すでに特別措置のお申し出をいただいた小売電気事業者さまおよびお客さまは、拡大後の特別措置を適用いたしますので、改めてお申し出いただく必要はございません。

○小売電気事業者さま

①接続送電サービス料金等の料金算定日の延長期間の拡大

接続送電サービス料金等の料金算定日の延長について、対象月分および延長期間を拡大いたします。

対象月分 (前回)	延長期間	
	(前回)	(今回拡大)
2023年12月分 2024年1月分	1か月間	6か月間
2024年2・3月分		5か月間

対象期間の拡大	
対象月分	延長期間
2024年4・5月分	4か月間
2024年6・7月分	3か月間
2024年8・9月分	2か月間
2024年10・11月分	1か月間

②接続送電サービス料金等の免除期間の延長

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金等の免除期間を延長いたします。

免除期間 (前回)	免除期間 (今回拡大)
6か月間	12か月間

③工事費負担金の免除期間の延長

被災時から引き続き全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災時の契約電力を超えない内容で接続供給を申し込まれた場合の工事費負担金の免除期間を延長いたします。

④臨時工事費の免除期間の延長

再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれた場合の臨時工事費の免除期間を延長いたします。

⑤使用不能設備相当分の基本料金の免除期間の延長

電気設備の一部が使用不能となった場合の使用不能設備相当分の基本料金の免除期間を延長いたします。

⑥引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除期間の延長

再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の工事費用の免除期間を延長いたします。なお、工事費の免除は初回工事に限ります。

<③～⑥の免除期間の延長>

免除期間 (前回)	免除期間 (今回拡大)
2024年7月末日まで	2025年1月末日まで

○当社と最終保障供給契約・離島等供給契約をご契約いただいているお客さま

①電気料金の支払期日延長の対象月分および延長期間の拡大

電気料金の支払期日の延長について、対象月分および延長期間を拡大いたします。

対象月分 (前回)	延長期間	
	(前回)	(今回拡大)
2023年12月分 2024年1月分	1か月間	6か月間
2024年2・3月分		5か月間

対象期間の拡大	
対象月分	延長期間
2024年4・5月分	4か月間
2024年6・7月分	3か月間
2024年8・9月分	2か月間
2024年10・11月分	1か月間

②不使用月の電気料金の免除期間の延長

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金の免除期間を延長いたします。

免除期間 (前回)	免除期間 (今回拡大)
6か月間	12か月間

③工事費負担金の免除期間の延長

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、需給契約の契約負荷設備または契約電力等を超えない内容で新たに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金の免除期間を延長いたします。(工事費負担金の免除は、被災時と同じ契約種別で電気の使用を申し込まれた場合に限りします。)

④臨時工事費の免除期間の延長

再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合の臨時工事費の免除期間を延長いたします。

⑤使用不能設備相当分の基本料金の免除期間の延長

電気設備の一部が使用不能となった場合の使用不能設備相当分の基本料金の免除期間を延長いたします。

⑥引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除期間の延長

再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の工事費用の免除期間を延長いたします。(工事費の免除は初回工事に限りします。)

<③~⑥の免除期間の延長>

免除期間 (前回)	免除期間 (今回拡大)
2024年7月末日まで	2025年1月末日まで

<小売電気事業者さまのお問い合わせ先>

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター 0570-051-081 (ナビダイヤル)

※受付時間 平日 9~12時、13時~17時

託送料金関係 (①②⑤) 託送料金課 ナビ[4]

メールアドレス nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

工事費負担金関係 (③④⑥) 系統連系課 ナビ[5]

メールアドレス nsc.futankin@nw.rikuden.co.jp

※特別措置の適用内容により担当部署が異なります

<最終保障供給契約・離島等供給契約をご契約いただいているお客さまのお問い合わせ先>

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター 076-442-9939 (専用回線)

※受付時間 平日 9~12時、13時~17時

メールアドレス nsc-kanri01@nw.rikuden.co.jp

以上